

災害関係資金における対応について

1. 近代化資金（令和5年4月1日時点）

資金種類	貸付限度額	償還期限及び据置期限	資金用途	備考
災害復旧資金	個人：1,800万円 法人等：3,600万円	15年以内 (うち据置7年以内)	農舎・果樹棚・農機具その他の農作物の生産、流通または加工に必要な施設の復旧に要する資金 (1号建構築物造成・農機具資金)	・認定農業者又は集落営農組織のみが対象

2. 美しい村づくり資金（7号災害資金）（令和5年4月1日時点）

資金種類	貸付限度額	償還期限及び据置期限	資金用途	備考
知事特認以外	個人：500万円 団体：1,000万円	5年以内 (うち据置1年以内)	局地天災、病虫害又は家畜の伝染性疾病により被害を受けた農家の再生産に必要な資金及び災害前6ヶ月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金	被損失額が、平年農業総収入のおおむね30%以上である旨の市町長の認定を受けた場合に適用
知事特認	個人：1,000万円 団体：2,000万円	7年以内 (うち据置2年以内)	新型コロナウイルス感染症又はウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金	当該影響状況を融資機関により確認を受けた場合に適用

※ 災害資金の利子補給は県と市町双方の負担により行っていることから、市町の予算が措置されている場合に利用できます。

※ 最新の金利については、別ページ「金利一覧」をご覧ください。